

平成 16 年 3 月 8 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 富 士 通 ゼ ネ ラ ル  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 石 侑 弘  
( コード番号 6755 東証第 1 部 / 大証第 1 部 / 名証 )  
問 合 せ 先 総 務 ・ 法 務 部 長 川 内 幸 治  
( T E L . 0 4 4 - 8 6 1 - 7 6 2 7 )

## 2009 年満期円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件の決定に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 3 月 8 日開催の取締役会において発行を決議した 2009 年 3 月 31 日満期ゼロ・クーポン円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 新株予約権に関する事項

- (1) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 本社債の発行価額と同額とする。  
(1 株当たりの金額 ( 転換価額 ) ) 437 円  
( 参考 ) 決定日 ( 平成 16 年 3 月 8 日 ) における株価等の状況  
イ. 東京証券取引所における終値 416 円  
ロ. アップ率【{( 転換価額 ) / 株価 ( 終値 ) - 1} × 100】 5.05%
- (2) 新株の発行価額中の資本組入れ額 1 株につき 219 円
- (3) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の算定理由 本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額はブックビルディングの結果等を考慮して 2004 年 3 月 8 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 5.05% 上回る額とした。

ご注意： この文章は当社の 2009 年 3 月 31 日満期ゼロ・クーポン円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する英文目論見書をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。  
また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(ご参考) 2009年3月31日満期ゼロ・クーポン円建転換社債型新株予約権付社債の概要  
(平成16年3月8日公表)

- |               |                                      |
|---------------|--------------------------------------|
| (1) 本社債の発行総額  | 50億5,000万円                           |
| (2) 発行決議日     | 2004年3月8日                            |
| (3) 払込期日(発行日) | 2004年3月25日(チューリッヒ時間。以下別段の表示のない限り同じ。) |
| (4) 行使請求期間    | 2004年4月8日から2009年3月17日                |
| (5) 償還期限      | 2009年3月31日                           |

ご注意： この文章は当社の2009年3月31日満期ゼロ・クーポン円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する英文目論見書をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。  
また、この文章は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。